



地域住民の皆様、はじめまして。 北河内4市リサイクル施設組合事務局です。

皆様もすでに様々な情報でご存知かと思いますが、当組合は一般家庭から排出されるペットボトルやプラスチック製容器包装をリサイクルするために、市で収集されたこれらの資源ごみを分別して圧縮・梱包し、リサイクル事業者に引渡すまで保管する施設の設置を、寝屋川市と枚方市・四條畷市・交野市の4市共同で行うため、組織された組合です。

これまで、ごみの処理は焼却を中心に行われてきましたが、燃やすことは二酸化炭素を発生させ、地球温暖化などの環境悪化の原因になったり、近代の大量生産・大量消費による石油など天然資源の枯渇懸念など、問題となってきていました。それらに対処するため、国では循環型社会形成推進基本法をはじめ、その関連の法律が制定されました。法律では、私たちの子供や子孫達に豊かな世界を残すため、循環型社会をめざす取り組みが規定され、当組合はその中の一つ、「容器包装に係る分別収集及び再商品化に関する法律」いわゆる容器包装リサイクル法に基づき、資源の循環的な利用を行って、天然資源の消費の抑制と環境への負荷をできる限り低減していくリサイクルを進めて行こうとしています。

北河内4市リサイクル施設環境保全推進協議会を発足しました。

北河内4市リサイクル施設組合が、寝屋川市寝屋南一丁目に建設を予定しています(仮称)北河内4市リサイクルプラザの設置に当たって、「周辺地域の環境に配慮し、生活環境を保全する」ために設置されました専門委員会からの報告書における課題などについて、周辺地域住民と協働して、その整理・解決を図っていくことを目的に、このたび北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会を発足しました。そして、これから協議会での内容や当組合の事業などについて、様々な情報を発信し、事業の透明性を高めようと、この「協議会だより」を発行することになりました。「協議会だより」は建設予定施設の周辺地域30自治会に回覧用にお配りするほか、組合のホームページにも掲示していきます。

平成17年

10月29日に第1回協議会を開催しました。

当日は、協議会への参加自治会17のうち、10名の自治会代表委員が出席されました。

また、事務局のほか、寝屋川市環境部をはじめ枚方市・四條畷市・交野市の環境担当課長も出席をしました。

協議会の内容は、組合管理者の馬場市長の挨拶と出席者全員の自己紹介の後、議題へと進みました。

第1回の議題は、



(1)協議会設置要綱案について

- ①要綱案の説明 ②役員(正副議長)選出
- ③要綱案に対する意見

(2)協議会運営について

- ①開催日程 ②次回の協議テーマ

(3)その他について

などについて、議論を行いました。

「役員選出」では、あいにく当日都合が悪くなって欠席者が多数おられた為、正副議長の選出は次回に先送りされました。

「要綱案に対する意見」では、○情報発信の方法として市の広報はどうか？(結論：4市の広報は難しい。寝屋川市広報への掲載は情報の内容によって検討していく。) ○正副議長の任期

も規定が必要。(結論：検討をする。)
 ○代理出席は各委員からの連絡があれば認めても良いのでは？(結論：その様にしていく。)
 ○施設の建設が完了すれば協議会は解散するのか？(結論：施設稼働後にも対応している。)
 ○協議会への途中参加の取り扱いはどうするのか？(結論：事務局は原則的に途中からの参加も可と考えているが、協議会で諮って決めていきたい。)
 ○専門委員会の報告書についての説明を聞きたい。(結論：次回の協議会で説明をする。)などが出されました。

「開催日程」では、その都度決めるより定期的
 に開催する方がよい。との意見があり、毎月第
 3木曜日の午後7時30分から決まりました。
 ただし、年末が迫ってきていることから、次回
 は12月8日(木)午後7時30分からクリーンセ
 ンター 破砕棟2F 会議室で行う、となりました。

また「次回の協議テーマ」では、①専門委員会
 報告書の説明 ②要綱案のまとめ ③役員選
 出を議題にすることに決まりました。

協議会だより は、今後も協議会開催
 ごとに発行し、議論の内容を皆様にお知らせし
 ていきます。

《参考》12月8日現在の要綱案(抜粋)

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について情
 報・意見交換を行い、その結果を北河内4市リサイク
 ル施設組合管理者(以下「管理者」という。)に報告
 する。

(1) 全般的事項

- ア 協議会の運営に関する事
- イ 情報発信に関する事

(2) 施設の建設に係る事項

- ア 施設の建設工事説明会の開催に関する事

イ 施設の建設工事にかかる安全対策・環境保全に
 関すること。

(3) 施設に係る事項

施設の換気設備・活性炭吸着塔に関する事

(4) 環境保全に係る事項

ア 施設が排出する空気のモニタリングの継続実
 施に関する事

イ 施設が排出する空気の管理方法に関するこ
 と。

ウ 搬入・搬出車両に関する事

エ リサイクル推進の啓発に関する事

(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目
 的を達成するために必要な事項。

(組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員(以下「委員」
 という。)で組織する。

- (1) 施設周辺の自治会構成員 1自治会につき1人
- (2) 寝屋川市の職員 若干名
- (3) 北河内4市リサイクル施設組合職員 若干名

2 前項第1号の「施設周辺の自治会」とは、寝屋川市
 立東小学校、宇谷小学校、明和小学校及び梅が丘小学
 校の校区内に存する自治会とする。

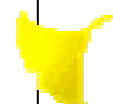
3 第1項第1号に規定する委員(以下「自治会選出委
 員」という。)を選出した自治会は、文書により当該
 自治会選出委員の氏名、その他の必要と認める事項を
 管理者に届け出るものとする。

4 委員の任期は、委員が所属する自治会又は団体の定
 めるところによる。

5 自治会選出委員が退会し、又は新たに自治会選出委
 員が選出されたときは、当該自治会選出委員が所属す
 る自治会は、文書により当該自治会選出委員の氏名、
 その他の必要と認める事項を管理者に届け出るもの
 とする。

6 次条第1項に規定する議長が必要と認めるときは、
 協議会に諮り、任期を定めて学識経験者等を委員とす
 ることができる。

発行：北河内4市リサイクル施設環境保全推進連絡協議会
 連絡先：北河内4市リサイクル施設組合 TEL：072-823-2038
 URL：http://www17.ocn.ne.jp/~recyclek/index.html



北河内4市リサイクル施設組合の事業には、今後ともご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。